

第3次おおむた 男女共同参画プラン

男女が生き生きと暮らすまちの実現を目指して

平成30年3月

大牟田市

はじめに

近年、少子高齢化による人口減少やライフスタイル・価値観の多様化など、我が国の社会情勢は急速に変化しています。このような変化に適切に対応し、将来にわたり豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

そのような中、平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立するなど、社会の重要な担い手である女性の活躍が、より一層期待されています。

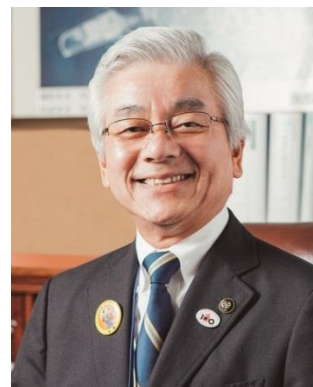
本市では、平成 18 年 4 月から施行した「大牟田市男女共同参画推進条例」の中で、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画計画を策定することを規定しており、平成 25 年 3 月に「第 2 次おおむた男女共同参画プラン」を策定し、本市の男女共同参画に関する施策を計画的、総合的に進めてまいりました。

これまでの取組みにより、審議会等における女性の登用率等、女性の社会参画に一定の進展がありました。性別による固定的役割分担意識や男女間の不平等感の解消、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進など、解決すべき課題も多く残されています。

こうした状況を踏まえ、この度、今後 5 年間に取組む施策の方向や内容等を定めた「第 3 次おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市の計画を包含する形で策定しています。

今後、本計画を実効性のあるものとし、男女共同参画社会を実現するためには、市民や事業者の皆様、各種関係機関・団体の方々と課題をともに認識し、連携・協力を図りながら取組みを推進していく必要があります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、様々な視点から熱心にご審議いただきました大牟田市男女共同参画審議会の委員をはじめ、市民意見募集などを通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた市民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。



平成 30 年 3 月

大牟田市長 中尾 昌弘

目 次

第1章 プラン策定の背景

1 世界の動き	3
2 国の動き	3
3 福岡県の動き	5
4 大牟田市の取組み	6

第2章 プランの趣旨と概要

1 プラン策定の趣旨	9
2 基本理念	10
3 基本目標	10
4 プランの位置づけ	10
5 プランの期間	11
6 プランの体系	12

第3章 プランの内容

目標Ⅰ 働く場における女性の活躍推進

(大牟田市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画)

1 企業・自治体における女性活躍推進	18
2 雇用の分野における男女共同参画の促進	21
3 自営の分野における男女共同参画の促進	25
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	26

目標Ⅱ 地域・社会における女性の活躍推進

1 地域における男女共同参画の促進	30
2 社会環境づくりへの女性の参画促進	33
3 防災の分野における女性の参画促進	36

目標Ⅲ 男女の人権がともに尊重される社会づくり

1 男女の人権がともに尊重される社会づくり	39
2 配偶者等からの暴力（DV）の防止、被害者に対する支援の推進 (大牟田市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)	41
3 生涯を通じた健康支援	45
4 高齢者・障害者等が安心して暮らせる環境づくり	48

目標Ⅳ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり	50
1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進	51
2 性別による固定的な役割分担意識の解消	53
3 学校教育における男女共同参画の推進	56
4 国際社会の理解や国際交流の促進	59

第4章 指標と目標

1 指標と目標	63
---------	----

第5章 プランの推進

1 大牟田市男女共同参画審議会	67
2 大牟田市男女共同参画推進本部	67
3 女性センター	67
4 市民団体や関係機関等との連携	67
5 「第3次おおむた男女共同参画プラン」の進行管理	67
6 国・県等との連携	67

参 考 資 料

○大牟田市男女共同参画推進条例	71
○大牟田市男女共同参画推進本部設置要綱	75
○男女共同参画社会基本法	77
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	81
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	89
○大牟田市及び国内外の主な動き	95
○用語解説	100
○大牟田市男女共同参画審議会への諮問書	102
○大牟田市男女共同参画審議会からの答申書	103
○大牟田市男女共同参画審議会での審議状況	105
○大牟田市男女共同参画審議会委員名簿	106

第1章

プラン策定の背景

1 世界の動き

国際連合(国連)は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議(第 1 回世界女性会議)」をメキシコシティ(メキシコ)において開催し、「平等・開発・平和」を目標とし、女性差別撤廃のために以後 10 年間にわたって各国がとるべき政策に指針を与える「世界行動計画」を採択するとともに、昭和 51 年～昭和 60 年(1976 年～1985 年)を「国連婦人の十年」とし、女性の地位向上のための世界的な行動をスタートさせました。

昭和 54(1979)年の第 34 回国連総会において、政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和 55(1980)年には、「『国連婦人の十年』中間年世界会議(第 2 回世界女性会議)」がコペンハーゲン(デンマーク)で開催され、この会議で「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、日本も署名しました。

「国連婦人の十年」最終年にあたる昭和 60(1985)年に「『国連婦人の十年』最終年世界会議(第 3 回世界女性会議)」がナイロビ(ケニア)において開催され、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が全会一致で採択されました。なお、平成 2(1990)年には、「ナイロビ将来戦略」の実施ペースを加速化するため、「ナイロビ将来戦略の見直しと勧告」が国連経済社会理事会において採択されました。

平成 7(1995)年には、「平等・開発・平和のための行動」をテーマに「第 4 回世界女性会議」が北京(中国)において開催され、21 世紀に向けての女性政策の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この採択された行動綱領において、5 年後の平成 12(2000)年までに各国及び国際社会がとるべき 12 の問題領域を設定し、この中で女性の地位向上とエンパワメントを前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

「第 4 回世界女性会議」から 15 年が経過した平成 22(2010)年、「国連婦人の地位委員会『北京+15』」が国連本部(ニューヨーク)で開催されました。ここで、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況を評価、平成 23(2011)年 1 月には、国連決議により、「UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)」が設立されています。

平成 27(2015)年には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から 20 年にあたることを記念し、「国連婦人の地位委員会『北京+20』」が「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに国連本部(ニューヨーク)で開催され、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の取組状況のフォローアップや、大臣級の参加による対話型のセッションを行っていくことなども決議されました。

2 国の動き

国においては、昭和 50(1975)年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、あわせて本部長の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議」を設置するとともに、総理府に「婦人問題担当室」が設置されました。昭和 52(1977)年に、「世界行動計画」を踏まえ、今後 10 年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。この間、「民法及び国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、「男女雇用機会均等法」という。)の制定、男女共修に向けての家庭科教育のあり方の検討など、「女子差別撤廃条約」を批准するために法制度面の整備が進められ、この結果、昭和 60(1985)年に批准を果たしました。また、昭和 52(1977)年に

は、文部省の附属機関として「国立婦人教育会館」(平成 13 年、「国立女性教育会館」に名称変更)が埼玉県嵐山町に開館されました。

昭和 62(1987)年、西暦 2000 年に至るまでの長期的展望に立った女性政策の基本方針、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(新国内行動計画)」が策定されました。

平成 3(1991)年に、「ナイロビ将来戦略の見直しと勧告」を受けて、「新国内行動計画」の第一次改訂を行い、あらゆる分野で男女が平等に共同して参画することが不可欠という視点から、「男女共同参加」から「男女共同参画」に改め、「男女共同参画型社会の形成を目指す」という政策目標を掲げました。同年、「育児休業等に関する法律」が公布、翌年施行されました。

平成 4(1992)年には、「婦人問題担当大臣」が初めて任命され、平成 6(1994)年には、内閣に男女共同参画社会の形成の促進に関する政策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的に「男女共同参画推進本部」が設置され、総理府に「男女共同参画室」が事務局として設置されました。あわせて、「男女共同参画審議会」が政令設置され、男女共同参画社会づくりに向けた推進体制が本格的に整備されることになりました。なお、「男女共同参画審議会」は、平成 9(1997)年、男女共同参画審議会設置法に基づく設置となり、これに伴い既存の「売春対策審議会」は廃止されました。

平成 11(1999)年に、「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」が施行されるとともに、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、「育児・介護休業法」という。)が施行されました。また、男女共同参画社会の形成に関し、国、地方公共団体及び国民の「責務」を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。その中では、男女共同参画社会の実現は「21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置づけられました。

平成 12(2000)年、「男女共同参画基本計画」を策定するとともに、翌年、中央省庁の再編により、内閣府に「男女共同参画局」を設置し、体制が強化されました。また、同年、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。

平成 13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力、いわゆる「DV」(ドメスティック・バイオレンス)の防止と被害者の保護について、国及び地方公共団体の責務とされました。同法については、平成 26(2014)年の改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に改められ、法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

平成 17(2005)年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、平成 19(2007)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。さらに、平成 22(2010)年に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)が成立し、市町村に対しては、当該市町村の区域内での推進に関する計画の策定に努めることが求められるとともに、一定規模以上の民間事業者や国・地方公共団体において

は、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。これを受け、同年策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「あらゆる分野における女性の活躍」が目標に掲げられました。

3 福岡県の動き

福岡県においては、「国連婦人の十年」に向け、国が昭和52(1977)年に「国内行動計画」を策定したことを受けて、昭和53(1978)年、女性行政を総合的に推進するための庁内横断組織、「福岡県婦人関係行政推進会議」を設置するとともに、民間有識者で構成する知事の助言機関、「福岡県婦人問題懇話会」を設置しました。

昭和54(1979)年には、女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室」(昭和61年、「婦人対策課」に名称変更)が初めて開設され、昭和55(1980)年には、「福岡県婦人問題懇話会」の提言(「婦人の地位向上と社会参加に関する提言—福岡県計画策定に向けて」)を受け、「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。

昭和61(1986)年には、国内外の取組み状況、県の行動計画の推進状況を踏まえ、「福岡県婦人問題懇話会(第3期)」の提言(「婦人の地位向上に関する提言—新福岡県計画策定に向けて」)を受け、新たな福岡県行動計画「男女共同社会へのしあわせプラン」を策定しました。同行動計画は、「国連婦人の十年」の取組みを踏まえ、①男女平等を基本とする教育の推進、②雇用の促進と労働条件の整備、③母性保護と健康増進、④家庭生活の安定と福祉の向上、⑤社会参加の促進、が主要な柱となっています。この中で、その後、福岡県の男女共同参画政策の推進にとって大きな成果を生むことになった2つの事業、「女性総合センターの建設」と「海外研修『女性研修の翼』の実施」がうたわれました。

平成3(1991)年には、「婦人関係行政推進会議」、「婦人問題懇話会」、「婦人対策課」が、それぞれ、「女性行政推進会議」、「女性政策懇話会」、「女性政策課(平成13年、現在の男女共同参画推進課)」と名称変更されました。

平成8(1996)年、「第3次福岡県行動計画」として「福岡県男女共同参画プラン」が策定されるとともに、福岡県女性総合センター「あすばる」が開館されました。愛称「あすばる」は、「明日」と「集まって一つになる」を意味する古語「すばる」を組み合わせたものです。同センターは、平成15(2003)年、「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」に名称変更され、男女の自立と社会への多様な参画を進める拠点としての機能を果たしています。

平成13(2001)年、「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、平成14(2002)年、男女共同参画社会基本法に基づく「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

平成18(2006)年に、「第2次福岡県男女共同参画計画」及び「第1次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成23(2011)年には、「第3次福岡県男女共同参画計画」及び「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

平成28(2016)年には、「第4次福岡県男女共同参画計画」及び「第3次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。なお、第4次男女共同参画計画に

においては、女性活躍推進法に対応し、働く場や地域・社会活動における女性の活躍促進などが目標に掲げられ、様々な施策が推進されています。

4 大牟田市の取組み

本市においては、昭和 57(1982)年に教育委員会社会教育課に婦人担当を設置しました。昭和 60(1985)年には、本市における婦人問題に関する総合的施策の立案のための提言を得る「大牟田市婦人問題懇話会」を設置し、あわせて今後の婦人問題対策の総合的な推進について協議するため、庁内に「大牟田市婦人問題関係行政連絡会」を発足させました。

昭和62(1987)年9月に「大牟田市第二次総合計画」を策定し、その中で婦人対策の基本方針を「男女平等の基本原則に基づき、婦人の地位向上、能力開発、社会参加を目標に、婦人自身が住みよい豊かな地域社会づくりに参加できるよう総合的な施策を推進する」としました。さらに、同年12月には、婦人問題懇話会にかわり、「大牟田市婦人問題推進委員会」(後の男女共同参画社会推進委員会)を設置し、女性問題の解決と男女平等の社会づくりを目指して取組みの充実に努めてきました。

また、平成2(1990)年3月に策定した「女性問題の解決をめざして大牟田市行動計画」に沿って、総合的な推進を図ってきました。大牟田市第三次総合計画前期基本計画(平成8年度～12年度)の第4編第8章に「男女共同参画社会の形成」を掲げ、さらに、後期基本計画(平成13年度～17年度)の第7編「計画の推進」の主要施策の一つとして、第2章に「男女共同参画社会の形成」を位置づけました。

平成4(1992)年4月に、女性政策を展開する拠点として、大牟田市女性センターを中央公民館に併設し、施策の推進、啓発事業、相談事業等の充実に努めてきました。

平成14(2002)年10月に、男女共同参画社会推進委員会から「大牟田市の男女共同参画計画のあり方」について市長へ提言がなされ、その提言を受けて検討を行い、平成15(2003)年3月に現行「おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、同プランに基づき、平成16(2004)年9月に市長を本部長とする「大牟田市男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に男女共同参画の施策を推進してきました。

平成18(2006)年4月には、「大牟田市男女共同参画推進条例」を施行し、「大牟田市男女共同参画審議会」を設置しました。平成20(2008)年には社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、プランの改訂を行い、男女共同参画推進施策を総合的、体系的に取り組んできました。

その後、平成25(2013)年に新たなプランとして「第2次おおむた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進とともに、女性に対する暴力防止や被害者に対する支援についても、このプランに位置づけ、啓発や女性センターにおける相談機能の充実等に取り組んできました。また、平成28(2016)年4月には、「女性活躍推進法」に基づき、市職員を対象とする「大牟田市特定事業主行動計画」を策定しました。

第2章

プランの趣旨と概要

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法の規定により、市町村は、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

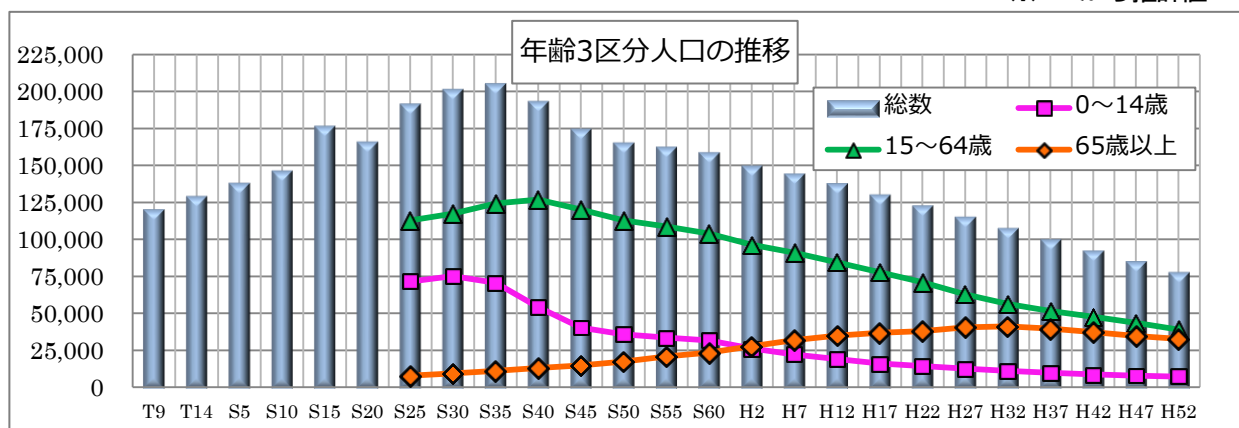
女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、社会全体で取り組むべき重要課題となっています。

これまで、本市においては、「大牟田市男女共同参画推進条例」を定め、この条例の中で、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画計画を策定することを規定し、計画の策定と、計画に基づく施策の推進を行ってきたところです。

この度、平成 25 年 3 月に策定した「第 2 次おおむた男女共同参画プラン」の計画期間が平成 29 年度で終了するため、男女共同参画社会の実現に向けて、「第 3 次おおむた男女共同参画プラン」（以下、「第 3 次プラン」という。）を策定するものです。

大牟田市の人口の推移

※H27 から推計値



出典：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所（H25.3 将来人口推計）

（資料：大牟田市人口ビジョン）

2 基本理念

「第3次プラン」では、「大牟田市男女共同参画推進条例」に基づいて、以下のことを基本理念として推進します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会制度や慣行の及ぼす影響についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的役割分担意識等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

(3) 政策・方針の立案及び決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 職場、学校、地域等の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

3 基本目標

「男女が生き生きと暮らすまちの実現」を目指して、4つの目標を掲げました。

目標Ⅰ 働く場における女性の活躍推進

目標Ⅱ 地域・社会における女性の活躍推進

目標Ⅲ 男女の人権がともに尊重される社会づくり

目標Ⅳ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

4 プランの位置づけ

(1) 「大牟田市男女共同参画推進条例」を踏まえ策定

(2) 「大牟田市まちづくり総合プラン」等との整合性を図り策定

上位計画である「大牟田市まちづくり総合プラン」や庁内の関係する個別計画と整合性を図り策定します。

(3) 国・県の計画との整合性を勘案し策定

国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「第4次福岡県男女共同参画計画」を勘案して策定します。

(4) 「DV防止法」に基づく本市の「基本計画」として位置づけ策定

「DV防止法」において、市町村は、国の基本方針に即し、都道府県の基本計画を勘案して、市町村の基本計画を定めるよう努めることが規定されています。

本市においては、「第3次プラン」に「女性に対する暴力」に関する部分を設け、「DV防止法」に基づく本市の「基本計画」として位置づけます。

(5) 「女性活躍推進法」に基づく本市の推進計画として位置づけ策定

「女性活躍推進法」において、市町村は、国の基本方針及び都道府県の推進計画を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努めることが規定されています。

本市においては、「第3次プラン」に「女性の職業生活における活躍」に関する部分を設け、「女性活躍推進法」に基づく本市の「推進計画」として位置づけます。

5 プランの期間

「第3次プラン」の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

6 プランの体系

目指すもの	目 標	施策の方向
男女が生き生きと暮らしやすまちなの実現	I 働く場における女性の活躍推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	1 企業・自治体における女性活躍推進 2 雇用の分野における男女共同参画の促進 3 自営の分野における男女共同参画の促進 4 ワーク・ライフ・バランスの推進
	II 地域・社会における女性の活躍推進	1 地域における男女共同参画の促進 2 社会環境づくりへの女性の参画促進 3 防災の分野における女性の参画促進
	III 男女の人権がともに尊重される社会づくり	1 男女の人権がともに尊重される社会づくり 2 配偶者等からの暴力（DV）の防止、被害者に対する支援の推進 (DV防止法に基づく基本計画) 3 生涯を通じた健康支援 4 高齢者・障害者等が安心して暮らせる環境づくり
	IV 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり	1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進 2 性別による固定的な役割分担意識の解消 3 学校教育における男女共同参画の推進 4 国際社会の理解や国際交流の促進

具体的な施策

- (1) 企業等における女性職員の登用等の促進
- (2) 市における女性職員の登用等の推進

- (1) 男女の均等な雇用と待遇の確保
- (2) 在職中の能力開発等の支援
- (3) 再就職に向けた支援

- (1) 農林水産業、商工業等の分野における男女共同参画の推進

- (1) 男女がともに子育てを担う環境づくり
- (2) ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発

- (1) 地域団体等における方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 男女がともに参画する地域活動の促進

- (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 女性のエンパワーメントのための支援
- (3) 男女共同参画を促進する市民活動への支援

- (1) 防災の分野における女性の参画促進

- (1) 性別に起因する人権侵害やセクシュアル・ハラスメントの防止
- (2) 青少年健全育成のための有害環境浄化

- (1) 配偶者等に対する暴力を許さない意識づくり
- (2) DV等に対する相談対応
- (3) 被害者に対する支援

- (1) 健康課題解決に向けた取組み
- (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援
- (3) 適切な性教育の推進

- (1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- (2) 障害者が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進
- (2) 家庭における意識啓発の促進

- (1) 制度や慣行についての見直しを促進するための意識啓発

- (1) 学校教育における男女共同参画教育の推進
- (2) キャリア教育の充実

- (1) 国際社会理解のための交流事業の推進
- (2) 在住外国人への支援